

掛川市条例第15号

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年掛川市条例第93号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（土地又は建物の占有者等の協力義務）</p> <p>第7条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い処理するよう努めるとともに、自ら処分しない場合には、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（技術管理者の資格）</p> <p>第11条 （略）</p>	<p>（土地又は建物の占有者等の協力義務）</p> <p>第7条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。<u>以下「政令」という。</u>）第3条に規定する基準に従い処理するよう努めるとともに、自ら処分しない場合には、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（技術管理者の資格）</p> <p>第11条 （略）</p> <p><u>（生活環境影響調査結果の縦覧等の手続）</u></p> <p>第12条 <u>法第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び法第9条の3第1項に規定する市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧及び同条第2項に規定する生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる市長が設置する一般廃棄物処理施設は、次に掲げる施設（以下「施設」という。）とする。</u></p> <p><u>(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設</u></p>

のうち、焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

第13条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 施設の名称

(2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分用の用に使される場所の面積及び埋立容量）

(6) 生活環境影響調査の項目

(7) 報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧場所」という。）

(8) 報告書等を縦覧に供する期間（以下「縦覧期間」という。）

第14条 縦覧場所は、次のとおりとする。

(1) 掛川市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧期間は、公示の日から1月間とする。

第15条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するときは、当該意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を公示するものとする。

2 前項の意見書の提出先は、前条第1項各号に掲げる場所とする。

第16条 前条の規定による公示があったときは、利害関係者は、第14条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに市長に意見書を提出することができる。

第17条 施設の設置に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公示、縦覧等の手続を経たものは、第12条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の設置に関する区域を管轄する市

町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置により、生活環境に影響を及ぼす周辺区域に、市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第19条 (略)

(委任)

第12条 (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。